

鈴鹿亀山地区広域連合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

平成29年9月

鈴鹿亀山地区広域連合

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 目的
- 2 計画期間・基準年度
- 3 対象範囲
- 4 対象となる温室効果ガス

第2章 温室効果ガス排出状況

- 1 温室効果ガス排出量の算定方法
- 2 温室効果ガス排出状況

第3章 温室効果ガス排出量削減目標

- 1 目標設定の考え方
- 2 温室効果ガスの排出削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

- 1 電気使用量削減の取組
- 2 ガソリン使用量削減の取組
- 3 省資源化の取組

第5章 進捗管理の仕組み

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直しの手順
- 3 公表の方法

第1章 計画の基本的事項

1 目的

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、鈴鹿亀山地区広域連合（以下「広域連合」という。）の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図ることにより、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2 計画期間・基準年度

計画期間は、平成29（2017）年度から平成42（2030）年度までとします。ただし、計画期間中においても、5年を目処に内容の見直しを行うこととします。

また、基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせて平成25（2013）年度とします。

3 対象範囲

広域連合とその職員が直接実施する事務及び事業とします。

4 対象となる温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定する7種類のガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類のガスとします。

なお、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については、広域連合の事務事業からの排出はほとんどないものと推定されることから、対象外とします。

第2章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画における温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算出します。

なお、排出係数は各算出年度時のものを使用します。

各温室効果ガスにおける活動区分（調査項目）及び地球温暖化係数は以下のとおりとします。

| 温室効果ガスの種類 | 活動区分（調査項目） | 地球温暖化係数 |
|--------------------------|----------------------|---------|
| 二酸化炭素（CO ₂ ） | 電気の使用（電気使用量） | 1 |
| | 自動車の走行（ガソリン） | |
| メタン（CH ₄ ） | 自動車の走行（走行距離） | 25 |
| 一酸化二窒素（N ₂ O） | 自動車の走行（走行距離） | 298 |
| ハイドロフルオロカーボン（HFC） | カーエアコンの使用（カーエアコンの使用） | 1,430 |

※広域連合事務所の電気使用量は個別に算出できないため、消費生活センター執務室の電気使用量のみを対象とします。

※ハイドロフルオロカーボンについては、カーエアコンに使用されている HFC-134a を対象としているため、当該地球温暖化係数である数値を用います。

2 温室効果ガス排出状況

基準年度である平成 25 年度の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（公表値）

| 温室効果ガスの種類 | 活動区分 | 活動量（単位） | 温室効果ガス排出量 単位：kg-CO ₂ |
|--------------------------|-----------|---------------|------------------------------------|
| 二酸化炭素（CO ₂ ） | 電気の使用 | 7,981.0 (kwh) | 4,429.5 |
| | 自動車の走行 | 4,286.1 (ℓ) | 9,944 |
| メタン（CH ₄ ） | 自動車の走行 | 56,175 (km) | 13.1 |
| 一酸化二窒素（N ₂ O） | 自動車の走行 | 56,175 (km) | 395.6 |
| ハイドロフルオロカーボン（HFC） | カーエアコンの使用 | 8 (台) | 156 |
| 総排出量 | | | 14,938.2 |

第3章 温室効果ガス排出量削減目標

1 目標設定の考え方

国は、温室効果ガス削減目標として、平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%の削減を目標に掲げています。温室効果ガス排出量の約 9 割を占めるエネルギー起源二酸化炭素のうち、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」では、約 40%削減が目標となっています。

広域連合の事務事業による温室効果ガスの排出で算定対象となるのは、公用車の走行と消費生活センター執務室の電気使用に限られ、総排出量の約 7 割が公用車の走行に起因するものです。そのため、目標設定には「業務その他部門」のほか、複数のガス別部門別の削減率を適用し、より実態を反映した排出量の目標値を設定することとします。

○「温室効果ガス総排出量」の目標値

=業務その他部門に相当する基準年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量 [kg- CO₂]

(公共施設などのエネルギーの使用に伴う排出量) × (100% - 40%)

+運輸部門に相当する基準年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量 [kg- CO₂]

(公用車のエネルギーの使用に伴う排出量) × (100% - 28%)

+基準年度の CH₄ 排出量 [kg- CO₂] × (100% - 12.3%)

+基準年度の N₂O 排出量 [kg- CO₂] × (100% - 6.1%)

+基準年度の HFC 排出量 [kg- CO₂] × (100% - 32%)

○「温室効果ガス総排出量」の目標削減率

= (基準年度の「温室効果ガス総排出量」[kg- CO₂] - 「温室効果ガス総排出量」の目標値 [kg- CO₂]) ÷ 基準年度の「温室効果ガス総排出量」[kg- CO₂]

2 温室効果ガスの排出削減目標

広域連合は、平成 42 年度に基準年度（平成 25 年度）比で 31%削減を目指します。

| | 平成 25 年度 (基準年度) | 平成 42 年度 (目標年度) | 削減率 |
|----------|------------------------------|------------------------------|------|
| 二酸化炭素排出量 | 14,938.2 kg- CO ₂ | 10,306.4 kg- CO ₂ | △31% |

第4章 目標達成に向けた取組

広域連合では、目標達成に向けて以下の取組を行います。

1 電気使用量削減の取組

| 取組項目 | 取組内容 |
|------------|---|
| 照明の適正管理 | <ul style="list-style-type: none">・ 残業時や夜間勤務時における照明の必要最小限点灯・ 未使用時の更衣室，書庫，会議室等の消灯 |
| OA 機器の適正管理 | <ul style="list-style-type: none">・ (長時間離席時の) 個人用パソコンの電源オフ・ 使用しない共有機器の電源オフ |
| 冷暖房設備の適正管理 | <ul style="list-style-type: none">・ ブラインド，カーテンの利用・ クールビズ，ウォームビズの励行・ 冷暖房設備の経済運転・ 冷暖房設備の運転期間・時間の基準厳守・ 室内温度基準の遵守 (夏季 28℃・冬季 20℃)・ 冷暖房設備の定期的清掃 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・ ノー残業デーの率先遂行，時間外勤務の削減 |

2 ガソリン使用量削減の取組

| 取組項目 | 取組内容 |
|-----------|---|
| 公用車の適正使用 | <ul style="list-style-type: none">・ 公用車の経済運転の励行・ タイヤ空気圧の随時点検 |
| エコドライブの実践 | <ul style="list-style-type: none">・ 公用車の駐停車時におけるアイドリングストップの徹底・ 公用車の積載荷物の随時点検 |

3 省資源化の取組

| 取組項目 | 取組内容 |
|------------------|--|
| 廃棄物の減量及びリサイクルの推進 | <ul style="list-style-type: none">・ 発生する廃棄物の分別の徹底・ 使用済み用紙の資源ごみ化及びシュレッダーの適正使用・ 物品の長期使用の励行 |
| 環境物品等の購入 | <ul style="list-style-type: none">・ エコ製品の購入・ 印刷物作成時の古紙配合率等の確認 |
| 紙類使用の削減 | <ul style="list-style-type: none">・ 両面印刷の徹底・ 多面印刷機能の利用 (N アップ印刷)・ 裏面利用の推進・ コピー機使用後のリセットボタンの徹底・ 配布資料等の簡素化及び必要最小限度作成・ 文書の共有化・ 印刷物原稿の事前確認 |

第5章 進捗管理の仕組み

1 推進体制

広域連合事務局長を実行計画の推進責任者とし、各課長を実行計画の推進担当者とします。

推進責任者は、計画の策定、見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況を把握、点検、評価し、総合的な推進を図ります。

また、計画に係る諸事務については、総務課の所管とします。

2 点検・評価・見直しの手順

推進担当者は、毎年度、温室効果ガス排出量等の実績及び目標達成に向けた取組項目の実施状況を点検し評価します。また、必要に応じて、取組項目等の見直しを行います。

3 公表の方法

毎年1回、温室効果ガス排出状況をホームページ等で公表します。